茨木市立男女共生センター図書貸出要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市立男女共生センター(以下「センター」という。)のネットワークギャラリーに所蔵する図書及びAV資料(以下「図書等」という。)の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

- 第2 貸出しの対象となる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本市に居住する者
 - (2) 本市に通勤する者
 - (3) 本市に通学する者
 - (4) その他市長が認めた者

(図書カードの交付等)

- 第3 図書等を借り受けようとする貸出対象者は、あらかじめ図書カード(様式第1号)の交付を受けなければならない。
- 2 図書カードの交付を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める書類を提示し、図書カード交付申込書(様式第2号)により、市長に申し 込まなければならない。
 - (1) 第2第1号に該当する者 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 健康保険証
 - イ 運転免許証
 - ウ 住民票の写し
 - エ 住民基本台帳カード
 - オ その他国の機関又は地方公共団体の長が交付する住所及び氏名を確認できる書類
 - (2) 第2第2号に該当する者 社員証、職員証又は在職証明書
 - (3) 第2第3号に該当する者 学生証又は在学証明書
 - (4) 第2第4号に該当する者 市長が必要と認める書類 (利用資格の確認)
- 第4 市長は、図書カードの交付を受けた者(以下「利用者」という。)について5 年毎に、利用資格の確認を行うものとする。
- 2 利用者は、前項の確認の際に第3第2項各号に規定する書類を提示しなければな らない。

(図書カードの紛失等)

- 第5 利用者は、図書カードを紛失又は破損したときは、速やかにこれを届け出なければならない。
- 2 前項の届出のあった図書カードは無効とする。
- 3 利用者は、図書カードを紛失し、又は貸与したことにより、他人に使用され、センターに損害が生じた場合は、その損害を弁償しなければならない。

(貸出時間)

第6 図書等の貸出しを行う時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、センターの休所日は貸出しを行わない。

(貸出期間)

第7 図書等の貸出期間は、14日以内とする。

(貸出数)

- 第8 図書の貸出冊数は、利用者1人につき同時に10冊以内とする。
- 2 A V 資料の貸出本数は、利用者 1 人につき同時に 5 本以内とする。 (返却)
- 第9 利用者は、借り受けた図書等を返却するときは、ネットワークギャラリーへ直接返却するものとする。ただし、休所日及び貸出時間以外の時間においては、返却ボックスにより図書等(AV資料を除く。)を返却することができる。
- 2 貸出期間を過ぎても図書等が返却されない場合は、電話又は催告状により図書等 の返却の催告を行うものとする。

(貸出停止)

第10 貸出期間内に図書等を返却しなかった利用者に対し、市長は、一定期間図書等 の貸出を停止することができる。

(貸出をしない図書等)

- 第11 図書等のうち、次に掲げるものは、貸出しをしないこととする。
 - (1) 辞典
 - (2) 辞書
 - (3) 年鑑
 - (4) 逐次刊行物の最新号
 - (5) 貸出しが著作権の範囲で許諾されていないAV資料
 - (6) その他貸出しが不適当と認められるもの

(図書等の弁償)

第12 図書等を故意又は過失により紛失し、又は破損した者は、当該図書等の購入に要した費用を弁償しなければならない。ただし、紛失し、又は破損した理由が、避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると市長が認める

ときは、この限りでない。

(図書等の寄贈)

- 第13 センターは、茨木市立男女共生センター条例(平成11年茨木市条例第14号)第 1条の設置目的に沿った図書等に限り、寄贈を受け付けるものとする。
- 2 前項の規定により寄贈を受けた図書等は、センターのネットワークギャラリーに 所蔵している図書等と同様の取扱いをするものとする。 (委任)
- 第14 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(表面)

茨木市立男女共生センターローズWAM

書カード

(氏名)

(利用者番号)

(裏面)

■開所時間

午前9時~午後7時 火曜日、12月28日~1月4日 ■休所日

※臨時休所日あり

■貸出期間 14 日以内

■貸出冊数 図書 同時に10 冊まで A V 資料 同時に5 本まで ■図書等を借りるときは、必ずこのカードをお持ちくださ い。

- ■このカードは他人に貸さないでください。
- ■住所、電話番号などが変わったときはすぐお知らせくだ さい。
- ■このカードを拾われた方は、下記までご連絡ください。 茨木市立男女共生センター ローズWAM 〒567-0882 茨木市元町4番7号 № 072-620-9920

様式第2号(第3関係)			図書カード交付申込書				年	月	日
利用者番号									
生年月日	年	月	日	電話番号 (自宅もしくは携帯)		_	-	-	
ふりがな									
利用者名									
郵便番号				Ħ	ī内在住 ·	市内在勤	市内	在学	
住所									
	※本人確認書類等の確認 運転免許証・保険証・学生証・その他								